

議員提出議案第6号

地方自治体の臨時・非常勤職員の待遇改善等に資する取組を求める意見書

地方自治体で働く職員のうち、およそ3人に1人が臨時職員又は非常勤職員であり、全国で約70万人にも上ると推計されています。そして、その多くは年収が200万円以下であり、雇止めの不安も感じながら、日々の業務に当たっています。

また、その職種についても、一般事務職員のほか、保育士、学童指導員、学校給食調理員など多岐にわたり、多くの臨時・非常勤職員が恒常的に業務に従事しており、地方自治体が安定的に行政サービスを提供する上で欠くことのできない存在となっています。

しかし、現在、臨時・非常勤職員には、短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律（パートタイム労働法）や労働契約法が適用されず、その均等・均衡待遇と安定した雇用を確保する制度も整備されていないことから、民間労働法制と地方公務員制度の隙間に置かれているのが現状です。

よって、国においては、行政サービスの質の確保と、臨時・非常勤職員の待遇改善、雇用安定の観点から、以下の事項について取り組むよう強く要望します。

- 1 パートタイム労働法や改正労働契約法の趣旨を踏まえ、臨時・非常勤職員の報酬、各種手当等支給に係る待遇改善及び雇用安定に資する関係法令の見直し・整備を進めること。
- 2 臨時・非常勤職員の待遇改善、雇用安定を図るため、任期の定めのない短時間勤務職員制度の導入について検討すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

平成26年7月11日提出

提出者	さいたま市議会議員	中山	欽哉
	同	高野	秀樹
	同	高橋	勝頼
	同	細沼	武彦
	同	山崎	章
賛成者	さいたま市議会議員	霜田	紀子
	同	高柳	俊哉

同	小森谷	優
同	土井裕	之
同	加川義	光